

## 平成30年4月1日から 労災保険の料率が変わりました

平成30年度から労災保険率、第2種特別加入保険料率及び労務費率が改定されました(第3種特別加入保険料率及び雇用保険料率は変更ありません)。

平成30年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、平成29年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

### 1. 労災保険率の改定(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労災保険率	
		新	旧
林業	林業	60	60
	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18	19
漁業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38
	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88	88
鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20
	原油又は天然ガス鉱業	2.5	3
	採石業	49	52
	その他の鉱業	26	26
	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79
建設事業	道路新設事業	11	11
	舗装工事業	9	9
	鉄道又は軌道新設事業	9	9.5
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5	11
	既設建築物設備工事業	12	15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5
	その他の建設事業	15	17
製造業	食料品製造業	6	6
	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
	木材又は木製品製造業	14	14
	パルプ又は紙製造業	6.5	7
	印刷又は製本業	3.5	3.5
	化学工業	4.5	4.5
	ガラス又はセメント製造業	6	5.5
	コンクリート製造業	13	13
	陶磁器製品製造業	18	19
	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5	7
	非鉄金属精錬業	7	6.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5	5.5
	鋳物業	16	18
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10	10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5	6.5
	めつき業	7	7
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5	5.5
	電気機械器具製造業	2.5	3
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4	4
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6.5	
運輸業	交通運輸事業	4	4.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9	9
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9	9
	港湾荷役業	13	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
	清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
	ビルメンテナンス業	5.5	5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5
	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
	その他の各種事業	3	3
船舶所有者の事業	船舶所有者の事業	47	49